

### ③軽自動車税

#### (1) 環境性能割

※税制改正により令和元年10月1日から、自動車取得税（県税）が廃止され、軽自動車税（環境性能割）が新たに創設されました。

#### ◆軽自動車税（環境性能割）を納める人（納税義務者）

3輪以上の軽自動車を取得した人

（売主が自動車の所有権を留保しているときは、買主（使用者）が取得したものとみなされます）

#### ◆税額

軽自動車の通常の取得価格に、下記の表に示す税率を乗じた額が課税されます。

| 種 類                   | 排出ガス基準                                                                   | 燃費基準                                 | 税 率 |      |
|-----------------------|--------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------|-----|------|
|                       |                                                                          |                                      | 自家用 | 営業用  |
| 電気自動車<br>燃料電池車        | —                                                                        | —                                    | 非課税 | 非課税  |
| 天然ガス自動車               | 平成30年排出ガス<br>基準適合又は<br>平成21年排出ガス<br>基準10%低減                              | —                                    | 非課税 | 非課税  |
| 乗用車                   | 平成30年排出ガス<br>基準50%低減<br>又は<br>平成17年排出ガス<br>基準75%低減<br>のガソリン車・<br>ハイブリッド車 | 令和12年度燃費基準<br>75%達成かつ令和2<br>年度燃費基準達成 | 非課税 | 非課税  |
|                       |                                                                          | 令和12年度燃費基準<br>60%達成かつ令和2<br>年度燃費基準達成 | 1%  | 0.5% |
|                       |                                                                          | 令和12年度燃費基準<br>55%達成                  | 2%  | 1%   |
|                       | 上記に該当しないもの                                                               |                                      | 2%  | 2%   |
| 車両総重量2.5トン<br>以下のトラック | 平成30年排出ガス<br>基準50%低減<br>又は<br>平成17年排出ガス<br>基準75%低減<br>のガソリン車・<br>ハイブリッド車 | 平成27年度燃費基準<br>+25%達成                 | 非課税 | 非課税  |
|                       |                                                                          | 平成27年度燃費基準<br>+20%達成                 | 1%  | 0.5% |
|                       |                                                                          | 平成27年度燃費基準<br>+15%達成                 | 2%  | 1%   |
|                       | 上記に該当しないもの                                                               |                                      | 2%  | 2%   |
| 上記に該当しないもの            |                                                                          |                                      | 2%  | 2%   |

※新車・中古車は問いません。

## ◆免税・非課税

次の取得に対しては課税されません。

- (1) 取得価格が50万円以下の軽自動車の取得
- (2) 相続による取得
- (3) 法人の合併または一定の分割による取得
- (4) 所有権留保付で売買された軽自動車で、代金完済などにより、所有権が買主へ移転した場合の取得
- (5) 自動車販売業者からの取得のうち、自動車の性能が良好でないことなどの理由で取得した日から一か月以内にその自動車販売業者に返還した場合

## ◆申告・納付

軽自動車の取得時に申告・納付してください。なお、賦課徴収は当分の間県が行います。

## ◆減免について

軽自動車税（種別割）と同様に、一定の要件に該当する身体障がい者の方などが使用する軽自動車や構造変更をした軽自動車の取得については、登録の際に申請すると軽自動車税（環境性能割）が減免されます。

詳しくは、いわき地方振興局県税部にお問い合わせください。（TEL 0246-24-6025）

## (2) 種別割

### ◆軽自動車税（種別割）を納める人（納税義務者）

4月1日現在において、原動機付自転車・小型特殊自動車・軽自動車・2輪の小型自動車を所有している人

### ◆税額

税額は、車種や排気量によって異なっており、1台につき次の表のように決まっています。

- ・原動機付自転車及び2輪車等

| 車 種                      |                     | 税 額    |
|--------------------------|---------------------|--------|
| 原動機付自転車                  | 特定小型原動機付自転車         | 2,000円 |
|                          | 50ccまたは0.6kw以下      | 2,000円 |
|                          | 90ccまたは0.8kw以下      | 2,000円 |
|                          | 125ccまたは1.0kw以下     | 2,400円 |
|                          | ミ ニ カ ー             | 3,700円 |
| 小型特殊自動車                  | 農 耕 作 業 用           | 2,400円 |
|                          | そ の 他 の も の         | 5,900円 |
| 軽 自 動 車                  | 2 輪（125cc超～250cc以下） | 3,600円 |
|                          | 専ら雪上を走行するもの         | 3,600円 |
| 2 輪 の 小 型 自 動 車（250cc 超） |                     | 6,000円 |

- ・4輪以上及び3輪の軽自動車

平成26年度以前に新規検査を受けた車両については「次表①」の税額となり、平成27年度以後に新規検査を受けた車両については「次表②」の税額となります。

なお、平成28年度以後の賦課期日（毎年4月1日）現在において、新規検査を受けてから13年を超える車両については「次表③」の税額となります。

| 車 種  |         |     | 税 額                |                   |             | グリーン化特例       |                        |        |
|------|---------|-----|--------------------|-------------------|-------------|---------------|------------------------|--------|
|      |         |     | ①平成27年3月31日以前の新規検査 | ②平成27年4月1日以後の新規検査 | ③新規検査から13年超 | 電気自動車・天然ガス自動車 | ガソリン車<br>ハイブリッド車<br>など |        |
| 軽減率  |         |     |                    |                   |             | 75%軽減         | 50%軽減                  | 25%軽減  |
| 軽自動車 | 3 輪     |     | 3,100円             | 3,900円            | 4,600円      | 1,000円        | 2,000円                 | 3,000円 |
|      | 4 乗 用 車 | 自家用 | 7,200円             | 10,800円           | 12,900円     | 2,700円        | —                      | —      |
|      |         | 営業用 | 5,500円             | 6,900円            | 8,200円      | 1,800円        | 3,500円                 | 5,200円 |
|      | 貨 物 車   | 自家用 | 4,000円             | 5,000円            | 6,000円      | 1,300円        | —                      | —      |
|      |         | 営業用 | 3,000円             | 3,800円            | 4,500円      | 1,000円        | —                      | —      |

### ◆グリーン化特例（1年間に限り税率が軽減）

- ・ 75%軽減・・・電気自動車及び天然ガス自動車（平成21年排出ガス規制に適合し、かつ、平成21年排出ガス基準値より10%以上窒素酸化物の排出量が少ないもの。または平成30年排出ガス規制に適合するもの。）
- ・ 50%軽減・・・乗用のもので令和2年度燃費基準達成、かつ令和12年度燃費基準90%達成。
- ・ 25%軽減・・・乗用のもので令和2年度燃費基準達成、かつ令和12年度燃費基準70%達成。

（注）電気自動車等を除き、いずれも平成30年排出ガス基準50%低減達成車または、平成17年排出ガス基準75%低減達成車（★★★★）に限る。

### ◆納税の方法

税額等を記載した納税通知書を、5月上旬に納税義務者に送付します。これにより、5月31日までに納付します。

### ◆減免について

身体又は精神に障がい有し歩行が困難な方が所有する軽自動車等については、1人1台に限り、申請により軽自動車税（種別割）が免除されます。

※自動車税種別割（県税）の減免を申請した場合は該当しません。

※軽自動車税（環境性能割）の減免申請とは別に、軽自動車税（種別割）の減免を申請する必要がありますので、忘れないよう注意が必要です。

※減免の申請期間は、納期限前7日までとなり、毎年申請する必要があります。

# Q&A

## ご質問にお答えします

### 廃車をしても税金はかかるの？

Q

4月20日に軽自動車を買換えましたが、5月初めに送られてきた納税通知書には前の車のナンバーが書かれていました。前の車は廃車しているのに税金を納めなくてはならないのですか。また、新しい車の税金は納めなくてもよいのでしょうか。

A

軽自動車税(種別割)は、その年の4月1日に軽自動車を所有している人にかかります。あなたの場合は、4月1日現在で前の車を所有していたので今年の軽自動車税(種別割)は前の車でかかり、新しい車に税金はかかりません。

また、軽自動車税(種別割)は自動車税種別割(県税)と異なり、月割りで計算する課税制度がありません。たとえ1ヶ月しか登録がなくても、4月1日に所有していれば年額納めるようになります。

### 転出する場合の原動機付自転車の手続きは？

Q

私は来月に市外へ転出する予定ですが、転出先で現在所有しているバイク(125cc以下)を使いたいと思います。どのような手続きをとればよいのでしょうか。

A

まず、いわき市で廃車の手続きをしてください。その際必要なものとして、ナンバープレート(車体からはずしてください)、標識交付証明書をお持ちのうえ、市役所市民税課、または各支所税務担当窓口へお越しください。

廃車の手続きが済みますと廃車申告受付書をお渡ししますので、これをお持ちのうえ、転出先の市町村で登録の手続きをしてください。

軽自動車・バイクの手続きを行う場所(車種に応じて次のとおりです)

| 車 種                                                                 | 届 出 場 所                                |
|---------------------------------------------------------------------|----------------------------------------|
| 原動機付自転車(125cc以下または1.0kw以下のバイク・特定小型原動機付自転車・ミニカー)<br>小型特殊自動車(農耕用・その他) | 市民税課市民税第三係、各支所<br>(税務事務所又は税務担当)        |
| 4 輪の軽自動車                                                            | 軽自動車検査協会福島事務所いわき支所<br>☎ 050-3816-1838  |
| 2 輪の軽自動車(125cc超250cc以下のバイク)<br>2 輪の小型自動車(250cc超のバイク)                | 福島運輸支局いわき自動車検査登録事務所<br>☎ 050-5540-2016 |

### バイクを譲り受けた時の手続きは？

Q

市外の友人から中古のバイク(125cc)を今年の10月に譲ってもらいました。どういった手続きが必要でしょうか。

A

名義の変更が必要になります。まず、前の所有者にナンバープレートの交付を受けた市町村へ廃車届を出してもらい、住所・氏名・電話番号を記載した譲渡証明書を作成してもらいます。あなたは、車両の情報(車名・車台番号・排気量)と前の所有者が作成した譲渡証明書を持参し市役所へ提出してください。

なお、前の所有者の住所・氏名・生年月日・電話番号と標識交付証明書、ナンバープレートがあれば、廃車届と名義変更の手続きを市役所で同時に行うことができます。

### バイクが盗難にあったときは？

Q

バイクが盗難にあったのですが、どうしたらいいですか。

A

まず、警察署に盗難届を出してください。そして、車種に応じた届出場所(P40参照)へナンバープレート紛失に関する届出をしてください。

手続きをされないと、盗難されたにもかかわらずいつまでもそのバイクに税金が課税されてしまいます。

#### 自動車に関する税金

| 税 目    |              | 税 金 の 内 容                                        |
|--------|--------------|--------------------------------------------------|
| 国<br>税 | 自動車重量税       | 新車購入時及び継続車検時に納めます。                               |
|        | 消費税          | 購入者が負担し、事業者が納めます。                                |
| 県<br>税 | 自動車税環境性能割    | 取得の際1回限り納めます。従前の自動車取得税。<br>令和元年10月1日より名称が変わりました。 |
|        | 自動車税種別割      | 毎年その所有者が納めます。従前の自動車税。<br>令和元年10月1日より名称が変わりました。   |
| 市<br>税 | 軽自動車税(環境性能割) | 取得の際1回限り納めます。<br>令和元年10月1日より名称が変わりました。           |
|        | 軽自動車税(種別割)   | 毎年その所有者が納めます。<br>令和元年10月1日より名称が変わりました。           |

※ 軽自動車税(環境性能割)は、当分の間、福島県が賦課徴収を行います。

## ④市たばこ税

市たばこ税は、たばこの製造者、特定販売業者、または卸売販売業者が市内のたばこ小売販売業者に売り渡した製造たばこに対して課されます。

※たばこの小売価格には、既に市たばこ税が含まれていますので、実際に負担しているのは消費者自身です。

### ◆市たばこ税を納める人（納税義務者）

市たばこ税の納税義務者は、たばこの製造者（日本たばこ産業株式会社）、特定販売業者（外国産たばこの輸入業者）、および卸売販売業者です。

### ◆税額の計算

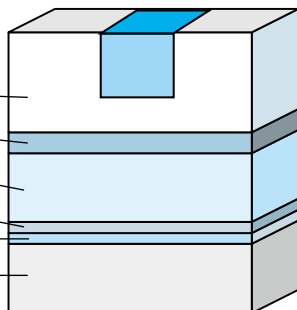
$$\text{売り渡し等に係る製造たばこの本数} \times \text{税率} \left[ \frac{6,552}{1,000} \right]$$

### ◆納税の方法

前月分を毎月末日まで、上記納税義務者が申告、納付します。

※紙巻たばこ 1 箱（20本入り、580円）  
あたりの内訳は？

|                 |         |
|-----------------|---------|
| 原 材 料 費 等       | 222.39円 |
| 消費税（地方消費税を含む）   | 52.73円  |
| 市 た ば こ 税       | 131.04円 |
| 県 た ば こ 税       | 21.40円  |
| た ば こ 特 別 税（国税） | 16.40円  |
| た ば こ 税（国税）     | 136.04円 |



## ⑤鉱産税

### ◆鉱産税を納める人（納税義務者）

鉱産税の納税義務者は、鉱物の採掘の事業を行う鉱業者です。

### ◆税額の計算

$$\text{鉱物の価格} \times \text{税率} \left[ \frac{1}{100} \right]$$

※鉱物の価格が200万円までは、税率  $\left[ \frac{0.7}{100} \right]$

### ◆納税の方法

前月分を毎月10日から末日まで、鉱業者が申告、納付します。

## ⑥入湯税

入湯税は、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設等の整備並びに観光の振興に要する費用に充てるため、鉱泉浴場における入湯行為に対して課されます。

### ◆入湯税を納める人（納税義務者）

入湯税の納税義務者は、鉱泉浴場における入湯客です。

### ◆税額の計算

1人1日 150円

※一般の公衆浴場への入場者及び12歳未満の方にはかかりません。また、主に日帰り客が利用する施設で、料金が4,200円以下の場合等は免除されます。

### ◆納税の方法

鉱泉浴場の経営者などが入湯客から特別徴収し、前月分を毎月15日までに申告、納付します。

## ⑦都市計画税

都市計画税は、道路、下水道などの建設、公園の整備などの都市計画事業に要する費用に充てるために設けられた税金です。

### ◆都市計画税を納める人（納税義務者）

都市計画税の納税義務者は、その年の1月1日（賦課期日）現在、いわき市の市街化区域内に土地、家屋を所有している人です。

### ◆土地の課税標準額の算出方法

固定資産税と同様の負担調整措置が講じられます。ただし、住宅用地に対する課税標準の特例措置は小規模住宅用地は価格の1／3、一般住宅用地は価格の2／3となります。

### ◆税額の計算

課税標準額 × 税率  $\left[ \frac{0.3}{100} \right]$

### ◆免税点

固定資産税で免税点未満の人は、都市計画税も課税されません。

### ◆納税の方法

固定資産税の納税通知書と一緒に通知されますので、あわせて納付します。

⑧事業所税

事業所税は、人口30万人以上の都市等が都市環境の整備及び改善に関する事業に要する費用に充てるため、都市の行政サービスと所在する事業所等との受益関係に着目して、事業所等において事業を行う者に対して課する目的税です。

事業所税は、事業所等において行う事業に対して課され、事業所等の床面積を対象とする「資産割」と従業者の給与総額を対象とする「従業者割」によって構成されています。

| 区 分               | 事 業 所 税                                 |                         |
|-------------------|-----------------------------------------|-------------------------|
|                   | 資 産 割                                   | 従 業 者 割                 |
| 課 税 客 体           | 事務所又は事業所で行われている事業                       |                         |
| 納 税 義 務 者         | 事務所又は事業所において事業を行う法人又は個人                 |                         |
| 課 税 標 準           | 課税標準の算定期間の末日現在における事業所床面積                | 課税標準の算定期間中に支払われた従業者給与総額 |
| 課 税 標 準 の 算 定 期 間 | 法人 事業年度<br>個人 原則として1月1日～12月31日          |                         |
| 税 率               | 事業所床面積<br>1㎡につき600円                     | 従業者給与総額の<br>100分の0.25   |
| 免 税 点<br>(※1)     | いわき市内の合計事業所床面積が<br>1,000㎡以下             | いわき市内の合計従業者数が<br>100人以下 |
| 徴 収 の 方 法         | 申 告 納 付                                 |                         |
| 申告納付期限            | 法人 事業年度終了の日から2月以内<br>個人 算定期間の翌年の3月15日まで |                         |

※ 1 事業所税における免税点の制度は、基礎控除の制度ではありません。  
したがって、例えば課税標準の算定期間の末日における事業所床面積が1,500㎡の場合は、免税点を超えることとなりますが、この場合、その超えた部分（500㎡）のみだけでなく、全体の1,500㎡が課税対象となります。

## ⑨国民健康保険税

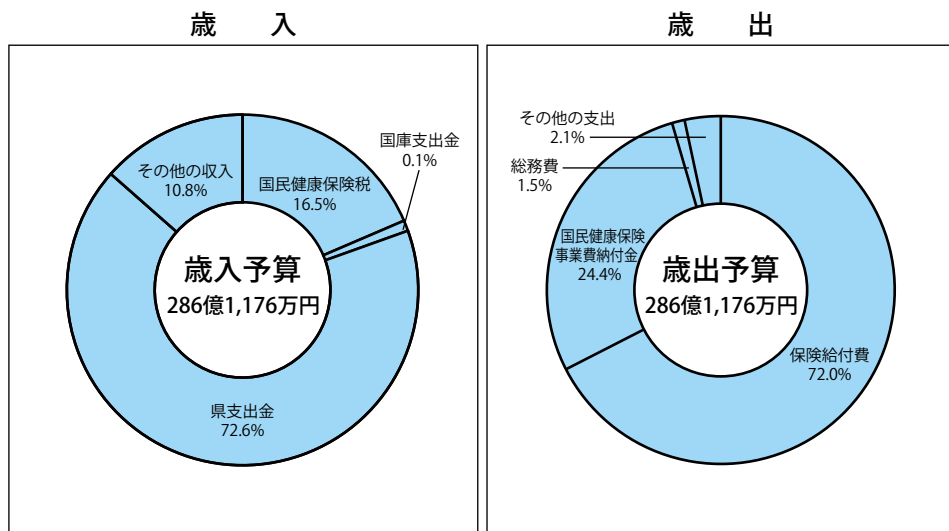
### ◆国民健康保険事業について

病気やケガは突然に私達をおそいます。このような病気やケガに備えることを目的として運営されているのが医療保険制度です。

国民健康保険(以下「国保」といいます)もその1つで、他の健康保険(全国健康保険協会の健康保険「協会けんぽ」や企業、共済組合などの管理する健康保険など)に加入している人以外の人を対象として、医療給付等を行っています。

この国保は、県からの交付金等と皆さんから納めていただく国民健康保険税(以下「国保税」といいます)によって運営されており、令和6年度国保事業会計予算は次のとおりです。

### 令和6年度 国保事業会計予算 (6月補正予算後)



### ◆国民健康保険税の仕組み

国民健康保険税は、加入者のいる全ての世帯に課税する「基礎課税額」と「後期高齢者支援金等課税額」、40歳から64歳までの加入者がいる世帯に課税する「介護納付金課税額」で構成されています。

被保険者年齢別の国保税の計算は次のようになっています。

- 0歳～39歳 …… 基礎課税額＋後期高齢者支援金等課税額
- 40歳～64歳 …… 基礎課税額＋後期高齢者支援金等課税額＋介護納付金課税額
- 65歳～74歳 …… 基礎課税額＋後期高齢者支援金等課税額

## ◆国民健康保険税を納める人（納税義務者）

国保税の納税義務者は、世帯主です。世帯主本人が国保の被保険者でない場合でも、同一世帯に被保険者がいる場合は、その世帯主が納税義務者となります。

## ◆税額の計算

国保税は基礎課税額・後期高齢者支援金等課税額と年齢に応じて介護納付金課税額の合計額により算出します。

(1)基礎課税額………①～③の合計で年間65万円を限度として課税します。

| 区 分   | 課 税 標 準          | 税 率     |
|-------|------------------|---------|
| ①所得割額 | 前年中の総所得金額等－基礎控除額 | 7.9%    |
| ②均等割額 | 世帯内の被保険者数一人当たり   | 22,700円 |
| ③平等割額 | 一世帯当たり           | 21,400円 |

(2)後期高齢者支援金等課税額………①～③の合計で年間24万円を限度として課税します。

| 区 分   | 課 税 標 準          | 税 率    |
|-------|------------------|--------|
| ①所得割額 | 前年中の総所得金額等－基礎控除額 | 2.7%   |
| ②均等割額 | 世帯内の被保険者数一人当たり   | 8,300円 |
| ③平等割額 | 一世帯当たり           | 6,000円 |

(3)介護納付金課税額………①～③の合計で年間17万円を限度として課税します。

| 区 分   | 課 税 標 準          | 税 率    |
|-------|------------------|--------|
| ①所得割額 | 前年中の総所得金額等－基礎控除額 | 2.5%   |
| ②均等割額 | 世帯内の被保険者数一人当たり   | 7,200円 |
| ③平等割額 | 一世帯当たり           | 6,200円 |

## ◆低所得世帯への軽減措置

世帯主と被保険者の総所得金額等の合算額が一定額以下の場合、均等割額と平等割額から次の割合が減額されます。

| 軽減割合 | 総所得金額等（世帯合計所得）の基準                          |
|------|--------------------------------------------|
| 7割軽減 | 43万円＋（給与所得者等の数(※)－1)×10万円 以下               |
| 5割軽減 | 43万円＋（給与所得者等の数(※)－1)×10万円＋29.5万円×(被保険者数)以下 |
| 2割軽減 | 43万円＋（給与所得者等の数(※)－1)×10万円＋54.5万円×(被保険者数)以下 |

※世帯主、国保被保険者及び特定同一世帯所属者のうち、一定の給与所得者(給与の収入金額が55万円を超える方)と公的年金所得者(公的年金等の収入金額が60万円を超える65歳未満の方、または公的年金等の収入金額が125万円を超える65歳以上の方)の数（該当者がいる場合のみ加算）。

## ◆未就学児への軽減措置

子育て世帯への経済的支援を図るため、未就学児の均等割額を5割軽減します。既に低所得者の均等割軽減が適用されている場合は、当該軽減後の均等割額の5割減額します。

## ◆出産（予定）被保険者への軽減措置

子育て世帯の負担軽減および次世代育成支援の観点から、出産する被保険者に係る産前産後期間相当分の国民健康保険税を免除します。（届出が必要になります。）

## ◆滞納者にかかる措置

国保税は、国保を健全に運営していくための重要な財源です。そのため、国保税を納める能力がありながら納めない世帯については、税負担の公平を図るため、国民健康保険法に基づいた措置がとられることになります。

政令で定められた特別の事情がある場合を除き、国保税の納期限から1年間が経過するまでの間に当該保険税を納付せず、かつ、次のいずれかに該当する世帯主に対して行うものです。

- ・納付相談、指導に一向に応じようとしない場合
- ・納付（分納）の約束をしながら、誠意をもって履行しない場合
- ・滞納処分を免れるため、財産を隠匿した場合

1から7へと段階的な措置がとられることになります。

1. 督促手数料・延滞金が加算されたりする場合があります。
2. 財産の差押などの滞納処分を行う場合もあります。
3. 通常の保険証より有効期限の短い「短期被保険者証」が交付されます。
4. 納期限から1年経過すると保険証に代わり、「被保険者資格証明書」が交付されます。（このとき、かかった医療費はいったん全額自己負担となります。）
5. 納期限から1年6ヶ月経過すると国保の給付の全部または一部が差し止められる場合もあります。
6. さらに延滞が続くと国保の給付の全部または一部が、滞納している国保税に充てられる場合もあります。
7. 介護保険の給付も制限される場合があります。

## ご存知ですか？

### 非自発的失業者（会社都合等による離職者）の方の軽減措置について

会社の倒産や解雇等により失業された方は、軽減措置の申請をすると、前年の給与所得を30%として算定し、国保税が軽減される場合があります。

#### ■対象者（次のすべてを満たす人が対象です。）

- ①失業時点で65歳未満の人
- ②雇用保険受給資格者証または雇用保険受給資格通知に記載されている離職理由の番号が次のいずれかになっている方  
11、12、21、22、23、31、32、33、34

#### ■申請に必要なもの

- ①保険証
- ②雇用保険受給資格者証または雇用保険受給資格通知
- ③申請者（世帯主）及び対象者の「個人番号（マイナンバー）カード」又は「個人番号通知カード及び身分証明書（運転免許証等）」

## ご存知ですか？

### 特別徴収（年金からの納付）について

国保に加入している世帯主が65歳から74歳までの世帯で、次の両方にあてはまる場合は、原則として特別徴収（年金からの引落）となります。

- ①世帯主が国保に加入しており、世帯内の国保に加入している全員が65歳から74歳であること
- ②世帯主が受給している年金の年額が18万円以上であり、年金から納付される国保税額が介護保険料と合わせて、年金額の2分の1を超えないこと

※特別徴収（年金からの納付）ではなくなる場合

- ①切替を申し出た場合

原則、口座振替で納付となります。また、国保税に滞納が無いことが条件となります。なお、申し出後、切替に半年程度かかる場合もありますのでご了承ください。

- ②年度中に75歳の誕生日を迎える場合

- ③年度途中で国保税課税額に変更が生じた場合

## Q&A

### ご質問にお答えします

#### 国保に加入・脱退した場合の保険税は？

# Q

私は、今年の5月に社会保険を脱退し、今年の8月に国保への加入届を出しました。国保税はいつから課税になるのでしょうか。また、今年12月に再び社会保険に加入したとすれば、何ヶ月分の国保税を納税することになるのでしょうか。

# A

健康保険は国民皆保険制度で、常に何らかの保険に加入していなければなりません。したがって、あなたの場合、国保税は届出した日からではなく、社会保険を脱退した5月までさかのぼって課税されます。

また、年度途中で国保を脱退したときは、脱退した月の前月までの国保税が月割りで課税されますので、12月に国民健康保険を脱退すれば5月から11月までの7ヶ月分の国保税を納税することになります。

国保に加入する場合は、社会保険喪失証明書及び顔写真付きの公的な本人確認書類を、脱退する場合は、国保の保険証と新しく加入した職場の保険証及び顔写真付きの公的な本人確認書類を持参し、本庁国保年金課・各支所等の窓口で手続きをしてください。

なお、国保の加入や脱退の手続きは事実が発生した日から14日以内に届出することとなっています。国保への加入届出が遅れますと、さかのぼって国保税が課税されますので、速やかに届出を行ってください。